

指掌紋の取扱いに関する訓令

〔最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号〕

(概要)

この訓令は、京都府警察における指紋及び掌紋の取扱いについて必要な事項を定めたもので、平成13年1月1日から施行しています。